

非特恵（一般）原産地証明（窓口発給）について

◎企業登録・発給申請される際に事前にお電話にて来所の旨ご連絡いただけますと幸いです。

豊川商工会議所 ☎ 0533-86-4101 原産地証明担当まで

ステップ1 貿易業者登録申請（企業登録）

当商工会議所の原産地発給窓口にて、以下の書類を提出してください。

①②③の書類は本HPよりダウンロードしてください。

法人の場合

- ① 貿易関係証明に関する契約書
- ② 貿易関係証明（申請者・代行業者）業態内容届
- ③ 貿易関係証明申請者署名届
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑤ 印鑑証明書（法人名義で3か月以内に発行された原本）

個人事業主の場合

- ① 貿易関係証明に関する契約書
- ② 貿易関係証明（申請者・代行業者）業態内容届
- ③ 貿易関係証明申請者署名届
- ④ 住民票
- ⑤ 印鑑証明書（法人名義で3か月以内に発行された原本）

※新規登録の場合のみ「開業届」のコピーか直近の「納税証明書」のコピーが必要

企業登録の有効期限は登録日から2年間となります。

有効期限が切れた場合は再度新規登録と同じ申請書類を提出していただきます。

登録後に署名者（サイナー）の変更・追加をする場合は「署名変更届」をご提出ください。

※書類提出後はサインの開示はできませんので、コピーを必ず自社で保管してください。

ステップ2 発給申請

原産地証明用紙を当会議所窓口にて購入していただき（100枚：1,100円）

以下の発給必要書類を揃えて窓口にご提出ください。

- ① 原産地証明書 必要部数 ※原則 ORIGINAL（正本）は3枚まで

作成完了サンプル・記載要領を参考に会議所にて購入した証明用紙へ記載事項を「タイプ打ち」または「パソコン」（プリンターからの打ち出し）等で明記すること。

- ・作成サンプル

<https://toyokawa-cci.org/pdf/sample.pdf>

- ・原産地証明書 記載要領

<https://toyokawa-cci.org/pdf/kisaiyouryou.pdf>

- ② 原産地証明書 商工会議所提出用控 1部（コピー不可）

- ③ 登録済サイナーの肉筆サイン入りの商業インボイス

※発給にあたっての注意事項

- I. 原則として船積み前に申請してください。
- II. 原則として英語での記載とします。
- III. 所定の記載欄の中に記載してください。（枠外記載等は禁止します）
- IV. 原産地証明書はインボイス記載内容の転記を原則とします。インボイスにない記載内容を原産地証明書に記載することはできません。
- V. 原産地証明日付は商工会議所が証明を行った日となります。過去にさかのぼった日付や未来の日付の証明は一切行いません。